

# 大学の教育コンテンツ情報発信と著作権

- 教育関係者が知っておきたい著作権 -

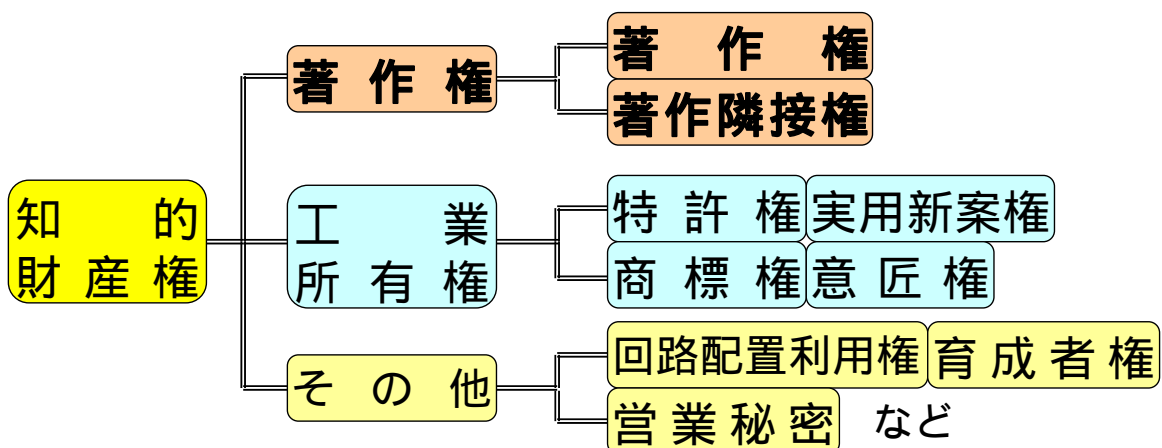
メディア教育開発センター  
尾崎 史郎



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。  
[www.bunka.go.jp/jiyuriyo](http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo)

## 知的財産権の中の著作権

知的財産権とは人間の知的な創作活動などから生み出されたものに対する権利であり、著作権もそのひとつ



# 著作物とは

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」

注：その人なりに表現したものあればよく、芸術的・学問的・経済的な価値は要求されない(幼稚園児の絵も著作物)

単なるデータ、アイデア、アルゴリズム、学説は著作物ではない(データを加工した図表、アイデアを解説した文書は著作物になり得る)

## 著作物の例

言語の著作物(講演、論文、作文、小説、脚本、詩歌、俳句等)、音楽の著作物、舞踊の著作物(振り付け)、美術の著作物、建築の著作物、地図・図形の著作物、映画の著作物、写真の著作物、プログラムの著作物、編集著作物(素材の選択・配列に創作性のある編集物)、データベースの著作物、二次的著作物(既存の著作物に新たな創作性を加えて創られたもの)

3

# 著作者とは

著作者とは「著作物を創作する者」

注：外部に製作委託した場合は、著作者は受託者側(経費等を負担しても著作者にはなれない)

次の全要件を満たせば法人が著作者となる(「職務著作」)

法人の発意に基づく(著作物を作る企画を立てたのが法人)

法人の業務に従事する者が作成する

職務上作成する

公表するときに法人の名義で公表される

契約や就業規則に職員を著作者とする定めがない

注：プログラムの場合は の要件は不要

4

## (参考) 大学で作成されるコンテンツの著作者

大学で作成されるコンテンツも職務著作の要件を満たせば  
大学が著作者となる

- ・典型例は入試問題
- ・他の教育用コンテンツでも大学として作成したものは職務著作になり得るが、作成時に明確にしておくことが望ましい
- ・「職務著作」に該当する場合は著作者が法人であり、実際に作成した者には著作権法上は一切の権利はない  
(個人が発明者で、権利譲渡等の際に「相当の対価」が支払われる「職務発明」とは大きく異なる)
- ・「職務著作」とする場合は、作成者のインセンティブを高めるために工夫が必要ではないか

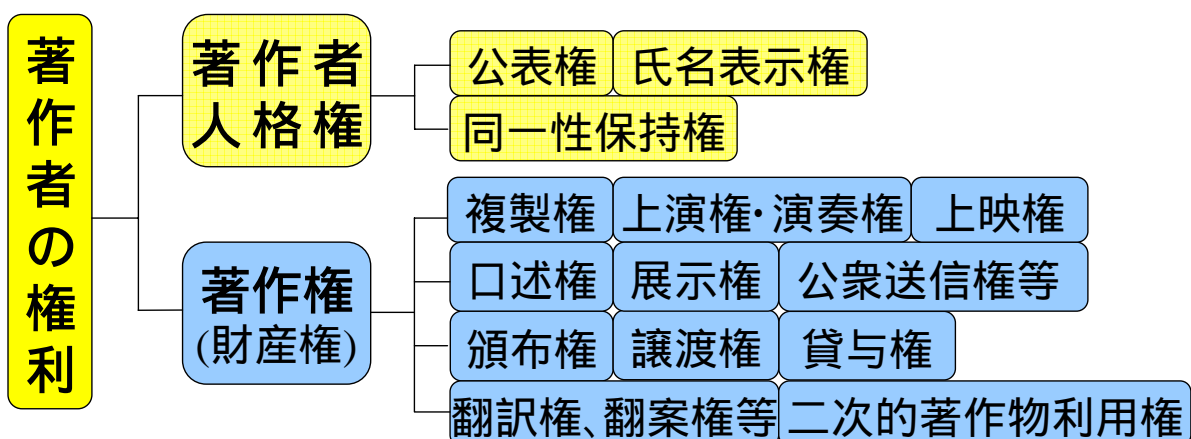
5

## 著作者の権利

著作者は、著作者人格権と著作権(財産権)を有する

これらの権利は、著作物を創作した時点で自動的に発生(無方式主義)

著作権(財産権)は譲渡できるが著作者人格権は譲渡できない



6

# 著作者の権利 1

## 〈著作者人格権〉

**公表権**: 未公表の著作物を公表するかしないかを決定できる権利

**氏名表示権**: 著作物を公表する際に、著作者名を表示するかしないか、表示するとすれば実名か変名かを決定できる権利

**同一性保持権**: 著作物の内容や題号を無断で改変されない権利

注: やむを得ない改変は侵害とはならない

## 〈著作権(財産権)〉

**複製権**: 著作物を複製する権利

**上演権・演奏権、上映権、口述権、展示権**: 著作物を公衆(不特定又は特定多数の者)に直接見せ・聞かせることを目的として上演、演奏、上映、口述、展示する権利

注: 上演、演奏、口述には録音・録画物の再生を含む

7

# 著作者の権利 2

**公衆送信権等**: 著作物を公衆送信(送信可能化を含む)する権利及び公衆送信された著作物を公衆に伝達する権利(公の伝達権)

注: 公衆送信とは、公衆によって直接受信されることを目的として無線又は有線の送信を行うことをいい、放送、有線放送、自動公衆送信、その他の送信の4タイプがある。

同一構内の有線によるプログラム以外の送信は、公衆送信ではないこととなっている

**譲渡権、貸与権、頒布権**: 著作物の複製物を公衆に譲渡・貸与する権利

注: 映画の著作物を除き、適法に譲渡されたものの再譲渡は自由

**翻訳権・翻案権等、二次的著作物利用権**: 翻訳、翻案等により二次的著作物を作成する権利及び二次的著作物を利用する権利

8

# 保護期間

## 著作者人格権の保護期間

著作者人格権は一身専属の権利で、著作者が死亡すれば消滅する(死後も、原則として、著作者人格権の侵害となる行為はできない)

## 著作権(財産権)の保護期間

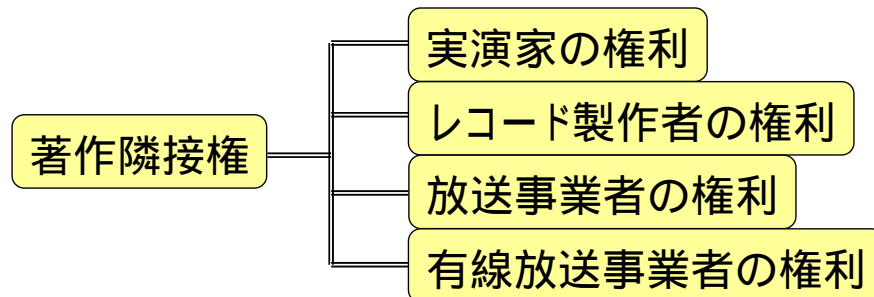
著作権(財産権)の保護期間は、著作物の創作時から、**原則として著作者の死後50年まで**

ただし、無名・変名、団体名義の著作物は公表後50年、映画の著作物は公表後70年まで

注： 後50年は、その日の翌年の1月1日より起算(暦年主義)  
外国の著作物については『戦時加算』に注意  
昭和31年以前に発行の写真の著作権は消滅  
昭和27年以前に公表の映画の著作権は、昭和40年に著作者が生存していたものを除き、消滅

# 著作隣接権

著作隣接権：著作物を公衆に伝達する者(実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者)に与えられる権利(著作権同様、無方式主義)



**実演**：著作物等を演じること

**実演家**：俳優、歌手、演奏家等実演を行う者及び実演を指揮・演出する者

**レコード**：音を固定したもの

**レコード製作者**：音を最初に固定した者

# 著作隣接権の内容

実演家	実演家人格権	氏名表示権、同一性保持権
	許諾権	録音権・録画権、放送権・有線放送権、送信可能化権、譲渡権、貸与権(商業用レコード発売後1年のみ)
	報酬請求権	二次使用料請求権、貸与報酬請求権(貸与権消滅後)
レコード製作者	許諾権	複製権、送信可能化権、譲渡権、貸与権(商業用レコード発売後1年のみ)
	報酬請求権	二次使用料請求権、貸与報酬請求権(貸与権消滅後)
放送事業者・有線放送事業者	許諾権	複製権、(再)放送権、(再)有線放送権、送信可能化権、テレビ放送伝達権

保護期間 実演、放送、有線放送:行ったときから50年  
 (実演家人格権は、著作者人格権同様、一身専属)  
 レコード:発行後50年(未発行は固定後50年)

11

## 権利制限 (許諾なしに著作物等を利用できる場合)

著作物を利用する場合は許諾を得るのが原則だが、一定の場合には、許諾なしに著作物を利用することができる。

### 授業のための複製等(35条)

担当教員及び生徒は、授業で使用するため、必要と認められる限度内であれば、著作物を複製できる(複製物の譲渡も可)。ただし、権利者の利益を不当に害する場合は除く。

授業を直接受けている者に対して提供・提示する著作物は、別の場所でその授業を同時に受ける者に対して公衆送信できる。ただし、権利者の利益を不当に害する場合は除く。

注: は対面授業があることが前提。サーバー蓄積型のeラーニングには適用されない

12

## 権利制限 2

### 試験問題としての複製等(36条)

- ・入学試験その他試験・検定の目的上必要な範囲内で、著作物を複製し、又は公衆送信(放送・有線放送を除く)できる。ただし、権利者の利益を不当に害する場合は除く。  
注:入試問題をホームページに掲載することは対象外

### 引用(32条1項)

- ・公正な慣行に合致し、正当な範囲内であれば、著作物を引用して利用することができる  
(適法な引用というためには、主従関係(自分の著作物が主で引用したものが従であること)、明瞭区分性(どこが引用部分か明確であること)、引用に必然性があることなどが必要)

13

## 権利制限 3

### 営利を目的としない上演等(38条)

- 非営利・無料・無報酬であれば、著作物を上演・演奏・上映・口述することができる(1項)
- 放送・有線放送される著作物は、非営利・無料であれば受信装置を用いて公に伝達することができる(3項)
- 映画以外の著作物は、非営利・無料であれば貸与できる(4項)

注:自動公衆送信(ホームページに掲載し、リクエストに応じ自動的に送信するもの)については、本条の適用はない

- ・他の権利制限としては、私的使用のための複製(30条)、図書館等における複製(31条)等がある
- ・権利制限は、著作隣接権についても準用されている

14

# 情報発信と著作権

## 大学からの情報発信のための権利制限はない

- ・サーバへの蓄積、発信は「複製」「公衆送信」に該当
  - ・印刷物等の作成、配布は「複製」「譲渡」に該当
- 授業のためであれば許諾なく複製・譲渡できても、その他の目的の場合は許諾が必要

## 自主製作のコンテンツの利用であっても、その中に他人の著作物が使われている場合は、原則として、許諾が必要

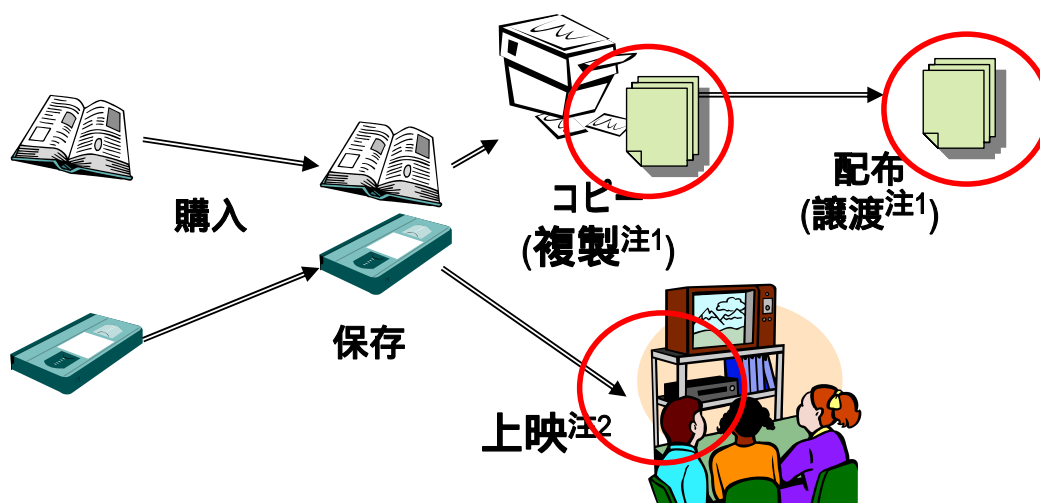
(引用に該当する場合(例えば、自らが著作権を有する論文を蓄積・送信する際、その論文に引用されている著作物も蓄積・送信されてしまうような場合)は、権利者の許諾は不要)

自分が作成した著作物であっても著作権を他人に譲渡していれば許諾が必要

15

# 著作物の利用と著作権

## 授業のための著作物の利用



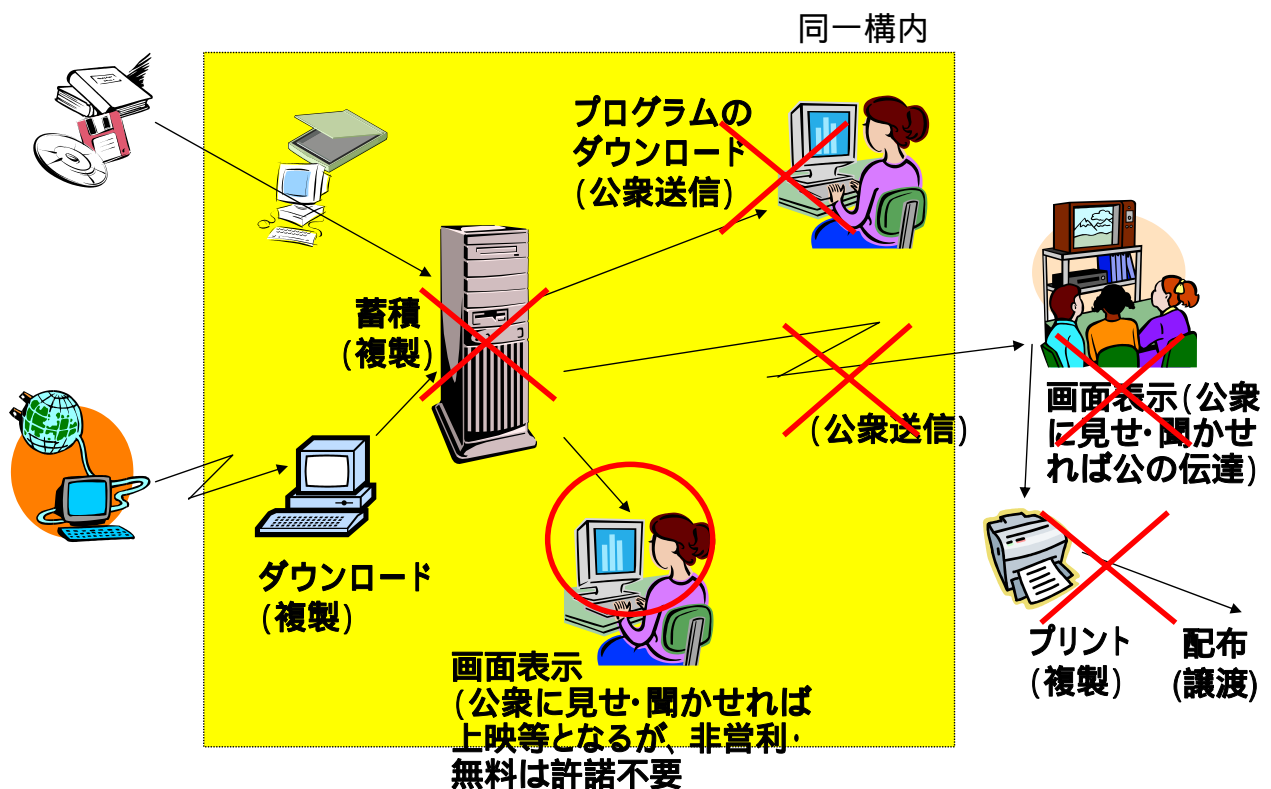
注1: 授業のための複製・譲渡は許諾不要

注2: 非営利・無料の上映は許諾不要

16



# ネットワークによる情報発信と著作権



## (参考) 利用許諾の際の留意点

利用形態をよく考えた上で、許諾を得る

- ・ホームページへの著作物の掲載の場合、複製(サーバへの蓄積)と公衆送信(送信可能化を含む)の許諾が必要
- ・CD等での提供は、必要部数の複製と譲渡・貸与の許諾が必要

権利者を確認する

- ・ひとつのコンテンツでも複数の権利者が存在することがある(放送番組の場合、監督等の著作者、映画製作者、原作者、脚本家、挿入曲の作詞家、作曲家、出演者、演奏家、レコード製作者、放送事業者等が関係し得る)
- ・「著作者」=「著作権者」とは限らない(著作権は譲渡できる)

契約はできるだけ文書で